

## 公 示

道路法第44条の2の規定により、道路法に違反する放置物件を撤去、保管した。

平成29年7月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 詳細については別紙「保管違法放置物件一覧簿」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
  - (1) 身分証明証等
  - (2) 印鑑
  - (3) その他、土木事務所長が必要と認める書類
- 3 返還を受ける際に必要な手続き
  - ・受領書の提出
- 4 留意事項

道路法第44条の2第4項の規定に基づき、公示後3ヶ月以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります

担当：維持管理班  
電話：867-2941